

国立大学法人琉球大学エコロジカル・キャンパス推進委員会規則

平成13年4月24日
制 定

(設置)

第1条 琉球大学環境憲章の趣旨を踏まえ、同憲章の内容を具体化するための実施組織として、学長が指名する理事の下に国立大学法人琉球大学エコロジカル・キャンパス推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 推進委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境問題に関する基本方針、事業計画及び環境基準の策定に関すること。
- (2) 環境教育の推進に関すること。
- (3) 環境保全等の意識啓発及び普及キャンペーン等に関すること。
- (4) 環境問題の地域連携に関すること。
- (5) その他エコロジカル・キャンパスの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
 - (2) 各学部長
 - (3) 附属図書館長
 - (4) 病院長
 - (5) グローバル教育支援機構副機構長
 - (6) 研究基盤センター長
 - (7) 学生部長
 - (8) 施設運営部長
 - (9) 学長が特に必要と認める者若干人
- 2 前項第9号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第9号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号に規定する委員をもって充て、副委員長は委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進委員会が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 推進委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、施設運営部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、推進委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月24日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される第3条第1項第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成17年6月28日)

この規則は、平成17年6月28日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月17日)

この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年7月3日)

この規則は、平成20年7月3日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則 (平成22年9月16日)

この規則は、平成22年9月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年6月15日)

この規則は、平成23年6月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月15日)

この規則は、平成28年7月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年11月14日)

この規則は、平成28年11月14日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則 (平成29年5月15日)

この規則は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。